

水産関係公共事業における事業評価について

1. 水産関係公共事業の事業評価

1) 位置づけ

水産関係公共事業の事業評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき農林水産大臣が決定した「農林水産省政策評価基本計画」及び「農林水産省政策評価実施計画」のもと行われるものであり、「水産関係公共事業の事業評価実施要領」を策定して実施している。

2) 対象

対象は水産関係公共事業（水産基盤整備事業及び漁港海岸事業）とする。

3) 事業評価の流れ

事業評価は、事前評価、期中の評価、完了後の評価の順に各段階に分けて行われる。

①事前評価

事業採択の適正な実施に資する観点から、費用対効果分析及びその他の手法を用いて行う。平成17年度新規採択事業については、チェックリスト等により事前評価を行い、毎年の地区認定の基準（新規事業採択の原則及び優先採択の視点）を踏まえ、事業採択を行う。

②期中の評価

事業継続等の方針の決定に資する観点から、事業採択後原則として5年ごとに、社会経済情勢の変化等を踏まえて実施する。

③完了後の評価

対象事業について必要な措置を講ずるとともに、事業の在り方の検討等を行う観点から、事業完了後一定の期間（おおむね5年）が経過した事業を対象に、効果の発現状況、事業の実施による環境、社会経済情勢の変化等について行う。

2. 実施要領の改正について

農林水産省政策評価基本計画等の改正に伴い、水産関係公共事業の事業評価実施要領について、評価対象の重点化、評価結果の公表時期の明確化等の点について改正を検討中である。（資料4参照）